

## 西尾市立図書館団体貸出実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和58年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、西尾市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料（以下「図書」という。）の団体に対する館外貸出し（以下「団体貸出し」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

第2条 規則第14条に規定する団体は、西尾市内に所在する公益的又は公共的団体とする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りではない。

(貸出カードの交付申請)

第3条 前項に規定する団体が、規則第8条第1項に規定する貸出カード交付申請書を提出する場合において、申請書中「氏名」とあるのは「団体名」と、「保護者氏名」とあるのは「代表者氏名」と、「備考」とあるのは「団体の目的」と読み替えるものとする。

2 貸出カード交付申請書は、団体の代表者が提出するものとする。ただし、当該団体の一員であることが確認できる場合に限り、代理人により提出することができる。

(利用の登録)

第4条 館長は、団体から貸出カード交付申請書の提出を受けたときは、速やかに団体貸出しの利用団体として登録し、貸出カードを交付するものとする。

(利用登録の抹消)

第5条 館長は、貸出カードの交付を受けた団体（以下「利用登録団体」という。）が最後に館外貸出しを受けた日から継続する5年間が経過した場合、当該利用登録団体の登録を抹消し、交付した貸出カードを無効とするものとする。

2 前項により利用登録を抹消された団体の貸出カードの再交付の手続きは、規則第8条第1項の規程を準用する。

(図書の返却)

第6条 館外貸出しを受けた団体は、規則第11条2号の規定による貸出期間内に、当該図書を貸出しを受けた館に返納しなければならない。

(図書の予約)

第7条 団体が予約できる図書は、大型絵本、大型紙芝居のみとする。

(貸出しできない図書)

第8条 規則第12条第1項に定めるもののほか、雑誌、視聴覚資料は、団体貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認めたときは、この限りではない。

(督促)

第9条 館長は、貸出期間の末日の翌日から起算して30日を経過して図書を返納しない団体に、督促状等により返納を督促するものとする。

2 当該図書に予約がされているときは、前項に規定する期間を短くして督促できるものとする。

(貸出しの停止)

第10条 館長は、前条の督促を行った後、貸出期間の末日の翌日から起算して3月以上経過して図書を返納しなかった団体に、規則第13条の規程により当該延滞図書が返納されるまでの間、新たな貸出しを停止するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。